令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、燃料等の物価高騰により経営に影響を受けている市内の宿泊事業者を支援し、経営の安定化及び事業の継続力を強化するために、予算の範囲内において、令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　宿泊施設　次のいずれかに該当する施設をいう。

ア　旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業の許可を受けた施設（以下「旅館業施設」という。）

イ　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設（以下「民泊施設」という。）

⑵　宿泊事業者　市内に所在する宿泊施設を運営する者であって、旅館業施設にあっては営業の許可を受けたもの、民泊施設にあっては届出を行ったものをいう。

⑶　宿泊者の定員　旅館業施設に宿泊させることができる最大の人数をいい、営業許可申請書その他市長が認める書類に基づき市長が認めた数をいう。

（補助対象者）

第3条　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する宿泊事業者とする。

⑴　令和8年9月1日時点において現に宿泊事業を営んでいること。

⑵　市税の滞納がないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当しないこと。

⑷　その他市長が不適当と認める者でないこと。

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、補助対象者が運営する宿泊施設の区分に応じ、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

⑴　旅館業施設を運営する場合　補助対象者が運営する、市内に所在する全ての旅館業施設の宿泊者の定員を合算した人数に応じ、次の表に定める額

宿泊者の定員（合計）	補助金の額
1人から9人まで	150,000円
10人から29人まで	250,000円
30人から49人まで	400,000円
50人から99人まで	600,000円
100人以上	900,000円

⑵　民泊施設を運営する場合　100,000円。ただし、同一の補助対象者が市内に所在する複数の民泊施設を運営する場合は、2施設目以降の民泊施設1施設につき50,000円を加算する。

2　同一の補助対象者が旅館業施設と民泊施設の両方を運営している場合の補助金の額は、前項各号の規定により算定した額を合算した額とする。

3　補助金の交付は、補助対象者1者につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月29日までに申請しなければならない。

⑴　旅館業施設にあっては、営業許可証の写し

⑵　民泊施設にあっては、届出書の写し

⑶　市税の滞納がないことを証する書類

⑷　誓約書（様式第2号）

⑸　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和 8 年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

2　市長は、必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

（状況報告）

第 7 条　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

（帳簿等の整備）

第 8 条　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る関係書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 9 条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑵　この要綱又は交付決定の条件に違反したとき。

⑶　その他市長が不適当と認めるとき。

（補助金の返還）

第 10 条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、令和 8 年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金返還通知書（様式第 4 号）により期限を定め、返還を命ずることができる。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和 8 年 10 月 28 日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助金に係る第7条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書

伊予市長　様

申請者　郵便番号　〒
住　　所
名　　称
代表者職氏名
電話番号
担当者氏名

令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請宿泊施設（令和8年9月1日時点で事業を営んでいる宿泊施設）

	宿泊施設名	所在地	施設種別	宿泊者の定員【旅館業のみ】
1		伊予市	□旅館業法 □住宅宿泊事業法	人
2		伊予市	□旅館業法 □住宅宿泊事業法	人
3		伊予市	□旅館業法 □住宅宿泊事業法	人
	【旅館業のみ】宿泊者の定員の合計			人

※複数の宿泊施設を運営している場合は、全ての宿泊施設について記入してください。
※住宅宿泊事業法に基づく施設（民泊）は宿泊者の定員の記載は不要です。

申請兼請求額	円

（補助金額算定表）

宿泊者の定員（合計）	補助金の額
1人から9人まで	150,000円
10人から29人まで	250,000円
30人から49人まで	400,000円
50人から99人まで	600,000円
100人以上	900,000円
住宅宿泊事業法に基づく施設（民泊）	100,000円
※2施設目以降	50,000円

2　振込先　※申請者名義の口座を記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="3">金融機関</td><td rowspan="2">銀行
金庫
農協</td><td rowspan="3">口座</td><td>フリガナ</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>名義人氏名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">本店
支店
支所
出張所</td><td>種類</td><td colspan="7">口座番号</td></tr>
<tr><td>1 普通
2 当座
3 その他（　　）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

3　添付書類

⑴　【旅館業】営業許可証の写し（対象施設分すべて）

⑵　【住宅宿泊事業法に基づく施設（民泊）】届出書の写し（対象施設分すべて）

⑶　市税を完納していることが証明できる書類

⑷　同意・誓約書（様式第 2 号）

⑸　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

同 意 ・ 誓 約 書

私は、「令和 8 年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金」を申請するに当たり、下記の内容について相違ないことを誓約・同意します。

記

1　市内に宿泊施設を有し、現に事業を営んでいること。

2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号から第６号までに該当しないこと。

3　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したとき、及び補助金の交付の条件に違反したときは、既に交付を受けた補助金を返還します。

4　補助金の受給後も、市が必要に応じて実施する調査等に協力します。

5　企画振興部商工観光課が私の市税の納付状況を税務担当課に照会し、税務担当課がこれに回答することに同意します。

6　市長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を他の官公署等に照会し、及び提供することについて同意します。

年　　月　　日

伊予市長　様

所　在　地

名　　称

代表者氏名

（署名又は記名押印）

様式第3号（第6条関係）

伊予市指令第　号

年　月　日

様

伊予市長　　印

令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった令和 8 年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1　補助金の額　金　　円

2　補助金交付条件

⑴　令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金交付要綱（令和8年伊予市告示第〇号）に従わなければならないこと。

⑵　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すこと。

⑶　補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る部分に係る補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。

⑷　補助金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

様式第4号（第10条関係）

第　　号

年　　月　　日

令和8年度伊予市宿泊施設物価高騰対策補助金返還通知書

様

伊予市長　　印

下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1　返還額　　円

2　返還理由

3　返還期限　　年　　月　　日

4　返還方法